

長承・保延の飢饉と藤原敦光勘申について

磯 貝 富士男

A Report by Fujiwara Atumitu on the Issue to the Chousyou Houen Famine A.D.1135

Isogai Fujio

要 旨

本稿は、平氏政権から鎌倉幕府に至る日本における武家政権成立という歴史現象を十二世紀前半以来の社会的矛盾の展開の中から解明しようとするための作業の一階梯として試みたものである。分析対象は、崇徳天皇が長承・保延の飢饉への対策を求めたのに応じて、藤原敦光が保延元年七月二十七日に提出した「勘申」であって、この飢饉で生じた社会的矛盾の基本的あり方を明らかにしようとしたものである。敦光の視野に入っていた問題状況としては、中央における財政難問題、国司ルートを通じての徴税問題、その社会において生じていた私的高利貸し問題等があったが、中心軸は徴税に関する問題であった。その国司ルートを通じての徴税に関しては、検田を行なわないで利田請文による場合には強制出挙というだけでなく未進が負債とされるところという問題が生じており、また検田手続きを経る場合でも公田官物率法を高くするという問題が生じる等、過酷な重税が現地農村社会を圧迫し疲弊させるという事態が展開していた。このような国司に依る徴税が横行している中で、神人・悪僧が、神威・仏威を悪用して国司の徴税にも応じないという状況が生じていた。その結果、中央に納められるべき物資が不足することになり、中央官司に勤務する人々の月俸などが滞る事態となっていた。社会状況としては、都で低利で借りて、地方で高利の貸出しを行なうという業者が生まれ、その厳しい取り立てによって追い詰められ、逃亡したり、妻子を奴婢に売ったりさせられる人々が続出していた。この私的高利貸し活動は、国司に依る過

酷な徴税と相まって、飢饉状況下、公私の高利貸し資本が農村を収奪するという状況を生じさせていた。鳥羽院政期は荘園寄進が続出し領域型荘園の成立期とされるが、国司による徴税問題を中心に論じた敦光勘申には、神人・悪僧問題への言及はあるものの、荘園乱立問題への言及がみられないという特徴があった。

目次

はじめに

第一章 保延の飢饉に至る飢饉状態の蓄積過程

第一節 気候変動論からみた十二世紀の位置

第二節 飢饉の間歇的惹起

第二章 保延元年七月二十七日藤原敦光勘申について

第一節 保延元年七月二十七日藤原敦光勘申の全体像

第二節 敦光の主張内容

第三章 国司による徴税の問題点と社会的実情

第一節 国司による徴税の問題点

第二節 社会的実情

むすびに

はじめに

本稿は、保延元年（一一三五、長承四年四月二十七日に改元）七月一日崇徳天皇が飢饉対策を諸道の専門家達に求めたのに対し、正四位下行式部大輔藤原敦光が七月二十七日に提出した答申書『藤原敦光勘申』を素材として、長承・保延の飢饉の中で生じていた社会的矛盾の具体相を明らかにすることを課題にしている。^{〔1〕}このような研究を行なう私の長期的意図は、保元の乱以来平氏政権を経て鎌倉幕府成立に至る武家政権成立への必然性を、その間の社会的背景・社会的矛盾のあり方から明らかにしようとする点にある。当面の課題としては、「武者の世」・「乱世」（慈円

『愚管抄』の開幕を告げた保元の乱の要因を、従来の如く天皇家や摂関家内部の対立から説明するのだけではなく、対立の解決を、今までに貴族社会で行なわれてきたような権謀術数によるだけではなく、武力行使によってせざるを得なくさせたのは、この間生じていた社会的矛盾の激化によるものではないかと予想して、その社会的条件・背景を明らかにしようとするところである。本稿は、そのための作業の一階梯である。

保元元年（一一五六）七月保元の乱の直接的前提となった飢饉は久寿の飢饉として知られているが、むしろ久安六年（一一五〇）以来の一連の飢饉で、久安・仁平・久寿の飢饉（一一五〇～六）というべきものであった。本稿で扱う長承・保延の飢饉（長承二年（一一三三）～保延元年（一一三五））とは約十五年を隔てている。本稿で一段階前に生じた飢饉に関する史料を扱う目的は、保元の乱に至る社会矛盾の激化の基本的姿は、既にこの段階で現れていると考えられるからである。

私は、保元の乱以後「乱世」となっていたことを条件付けたのは、元々体制が内包していた社会的矛盾が、十二世紀になって次第に激化していったことによると考えている。その社会的矛盾を激化させた事情は、人為的要因のみからだけで説明しきることはできなく、この時期の気候変動の特殊なあり方から説明されねばならないのである。それは、一一〇〇年頃の温暖化の頂点を過ぎてから次第に冷涼化していく中で、史料上目に見える形の飢饉が一定の間隔で生じるとともに、史料的に飢饉として確認し難いが、実は微弱的な飢饉状態がその間をつなぐものとして緩慢に進行していったものと、考えている。これを慢性的飢饉状態と呼んでおくが、この過程において基本的に生産額が減少していくと考えられ、それに対応して社会的矛盾が少しずつ蓄積していき、また政治的対立も次第に強まっていった、という仮説的見通しを有しているのである。この仮説的見通しを、具体的展開過程において実証的に明らかにしていくことが当面の課題となる。本稿で、保延元年（一一三五）七月二十七日「藤原敦光勘申」を中心素材にすることになったのは、飢饉対策として記された記述内容に飢饉状況下の社会矛盾の基本的実態が窺えるからで、保元の乱に至る過程に生じた飢饉に着目し、飢饉状況下で生じた社会現象の諸相を、段階を追って見て行く上で好都合だからである。また、旧来多くの論者（私を含めて）が敦光の勘申の一部を利用することがあったが、その全体を確定した上での利用ではなかったという事情を踏まえてのことでもある。一度総体的分析を行った上で、この史料を当時の社会のあり方を考える素材として最大限に利用しようとしているのである。

第一章 保延の飢饉に至る飢饉状態の蓄積過程

第一節 気候変動論からみた十二世紀の位置

この時期は、大局的にみれば、一一〇〇年頃のロットネスト海進第二頂点期を過ぎて以後一四〇〇年代半ばの時期の底に向かってひたすら海水

面が下降していく時代の初期にあたる。²⁾ この時期を課題とするにあたって、まず問題になるのは、冷涼化過程といっても、一一〇〇年代の初め頃は海水面が現代水準よりも約六十センチも高い時期から始まっていることに關してどのように考えるべきか、という点である。これを、旧來の論議の如く現代と比較して今より暖かった時代として処理するだけでは歴史的分析とはいえない。³⁾ 問題は、その時代にとって、それ以前の状態からどのような方向に変化しているのか、またそのことが社会にどのように影響を与えているのか、という点から、歴史的傾向性の問題として考察しなければならない。この点について、次の仮説的見通しを有している。一一〇〇年を過ぎてから以後少しずつ海水面が低下し始めたという事実は、平均的に見ると、後になればなるほど以前より冷涼化していったことを示していると判断することができる。海水面が以前より下がるという現象が生じるためには、極地方面や高山の氷河等氷量が増加し始める現象が存在しているはずであり、そのため以前の暖かい状態から平均気温の冷涼化が進行していると考えねばならないからである。これはあくまでも地球における平均的傾向としてのことで、実際には年毎に豊凶をジグザグに繰り返しながら進行していくのであるのだが、冷涼化に伴い次第に減収への方向性を辿っていくと考えられるのである。したがってこの過程にあつては、平均的傾向としてみると、常に微少ではあるが、冷涼化要因による農業生産性の後退問題が存在し続けることになると思われる。生産のあり方がそのような傾向を辿るのに対して、徴税体制は基本的に以前の高水準の状態を基準として実現しようとする傾向があるので、基本的に徴税をめぐる矛盾対立が絶え間なく進行して行くことになり、それが社会矛盾激化の基本軸となり、私的分野での増幅現象を伴って矛盾を蓄積させていくと考えているのである。

第二節 飢饉の間歇的惹起

武家政権成立期における飢饉として、従来からよく知られてきたのは、鴨長明『方丈記』でも有名な「養和の飢饉」と保元の乱直前に起きている「久寿の飢饉」くらいであったが、実はそれ以外にも一定の間隔で飢饉が生じてきていることを、まず強調しなければならない。それらの積み重ねこそ、一一〇〇年頃の温暖化の頂点以後次第に冷涼化が進行する中で、少しずつではあるが、飢饉状況の蓄積ともいうべき事態が生じ、そのため社会的緊張の蓄積というべき影響を後の時代に伝えていった要因であった。ここに、この世紀の農業生産性の時代的傾向性の特徴を見出さねばならないのである。次は、『日本凶荒史考』⁴⁾等によって知られる、鎌倉幕府成立期の養和の飢饉より以前にその事例を見出せる飢饉を、順次列挙したものである。

天永の飢饉（一一一〇）、元永の飢饉（一一一八～九）、大治の飢饉（一一二七～八）、長承・保延の飢饉（一一三三～三五）、久安・仁平・久寿の飢饉（一一五〇～六）、応保の飢饉（一一六一）、承安・安元の飢饉（一一七四～五）、養和の飢饉（一一八〇～一二）。

十二世紀に入り、十年程してから以後、鎌倉幕府が成立してくるまでの時期としてみると、飢饉が予想以上に多く生じていたのである。しかし、

これらは、現在史料の上で明確に飢饉が確認できる場合に限って、挙げたに過ぎない。実はここに挙げてない期間においても飢饉状態が想定できる可能性が高いのであって、この時代は、飢饉状態が大きくなったり小さくなったり、そしてほんの一次的に解消に向かうように見えたりしながらも、大局的にみれば社会的に飢饉要因と飢饉状態が蓄積されていた時代とみなすことができる。また、それに応じて社会的矛盾対立も和解決がたくなり、社会秩序を維持したり、紛争を解決したりする上で、武力に依存せざるを得ない比率が次第に大きくなっていく過程としてみることもできるのである。以下、保延元年（一一三五）以前の飢饉について概観しておこう。

天永の飢饉（一一一〇）『山槐記』治承二年（一一七八）正月七日壬寅条「今晩巽方彗星出、天文參陣、……天仁三年五月見東方、同年六七月洪水飢饉」とある。これは治承二年正月七日の明け方巽の方向（南東）に彗星が現われたことについて、天文博士を陣定の場呼び、前例を述べさせたおりに、天仁三年（一一〇九）五月にも同様の事があり、それが同年六・七月の洪水となり、飢饉に結果することになったという過去の事例が示されたものである。⁵⁶ 間接的な史料で十分な事は分らないが、洪水ということだけでは、全国的な飢饉に結果したかどうか断定できないだろう。これは、最温暖期を過ぎて最初の飢饉ということになるが、今の所冷涼化によるものとも断定できない。それに対して、次の元永の飢饉の場合は、全国的性格をもっているだけでなく、冷涼化が要因となっている可能性が高い。

元永の飢饉（一一一八～九）冷涼化に関連した明確なものとして、最初に見出せるのは元永の飢饉である。元永元年（一一一八）の春から初夏（四月）にかけての霖雨や寒気が初夏の麦凶作をもたらし、更に霖雨はその後も引き続き六月だけでなく八月にも生じている。そのため秋収も凶作となったものである。正に海水面が上昇していた状態から下降に向い始めた時期を象徴した飢饉であった。飢饉状況としては、既に麦秋が凶作であったため早くも元永元年八月から都において多くの餓死者が出ており、白河上皇は穀物倉を開いて、貧窮者に賑給している。⁵⁷ 秋収時には、凶作とはいえある程度収まるが、すぐに悪化し、翌元永二年二月には、都で民衆の飢饉状態、餓死者続出、治安の悪化、それを背景とした連夜の放火・強盗騒ぎが記録されるようになっていく。『中右記』の筆者中御門右大臣藤原宗忠は、「上に其の尋ねなく下に沙汰せざるの致すところか、誠にもって恐れあり。下人の心慎まざるべからず」と、犯罪を取締まる能力の衰退が社会不安をもたらしていることを指摘している。⁵⁸ また『中右記』同二年二月三十日条によると、検非違使成國がやってきて、昨日の夜、治部大夫時忠が強盗によって切り殺された話を伝えたことを記した後、最近都で連夜強盗が人家に侵入して殺害される者が甚だ多くなっているのは、使庁の力が及ばなくなっているためである、として、嘆いているのである。⁵⁹ このように治安が悪化して賊の数が増してくると、都の人々の間で、それを取り締まるために軍事・警察力の増強を要請する気持ちが強くなっていくであろう。律令制的な公的警察組織が衰退してきた当時にあつては、そのような治安の悪化は、より強力な私的軍事力を備えた武家の棟梁の出現を期待せざるをえないことになっていく。平正盛は、命をうけて元永二年五月には都中の強盗逮捕を行なっているし、十二月には鎮西

の賊徒を討ち帰京し、⁽⁹⁾ 從四位下に除せられている。伊勢平氏が、都において、軍事貴族としての地位を高めていった背景には、冷涼化傾向に伴った飢饉状態の間の惹起という事実が存在していたのである。

大治の飢饉 『中右記』によると、大治二年（一二二七）七・八・九月と霖雨が続き、特にしばしば大雨に見舞われており、七月十八・十九日の大雨で、都では道路が不通になったりしている。七月二十四日には止雨奉幣がなされている。八・九月も雨多く八月七日にも止雨奉幣使が遣わされている。凶作の恐れは、既に七月二十日条に「天下損亡歟」とあるように七月段階から懸念されていたが、『中右記』九月二十九日条には「諸國多有損亡聞」と、実際に諸国からの報告が入ってきている。これらは、翌年の飢饉状態を現出させることになるが、その大治三年（一二二八）も凶作となったため、翌大治四年五月には、朝廷で特に被害が大きいと判断された伊予・土佐・加賀について一年の徴税免除が決められている。⁽¹⁰⁾

長承・保延の飢饉 長承二年（一一三三）は三月・四月に水不足に悩まされていたが（『中右記』三月二十日、二十八日条、四月九日条）、八月・九月は逆に霖雨に悩まされることになる（『中右記』八月二十四日条、九月八日、十六日条）（『百鍊抄』同年八月八日条「近日秋雨難晴、稼穡多損」、『長秋記』同年九月十・十一・十二日条）。これは、凶作をもたらし翌年は飢饉となったが、その後も飢饉状況が連続していくことになる。翌長承三年（一一三四）も五月後半から六月中旬にかけて霖雨となっている（『中右記』）。『百鍊抄』同年五月条には「近日霖雨洪水、京中路頭、往反不通、七道五畿有此愁」とある。霖雨のため京都だけでなく全国的に洪水や道路が不通となる事態が生じていたとみえる。また九月も霖雨となり、『中右記』九月十二日条には「晚景雨頻降、風大吹、京中舍屋散々、今年洪水、大焼亡、風災」とある。この日は台風に見舞われたのだろう。また、この年は洪水・大火災・風害が重なって人々の不安を煽った。『百鍊抄』同十二日条には「大風殊甚、拔樹顛屋、諸司官舍、京中人屋、一字不全、今年風水火、三災並起」とあり、年末の記載に「今年以後、天下飢饉」とある。『中右記』同年閏十二月三十日条には「今年風水損、臨秋末天下大咳病、萬人煩之、可云凶年也」とあり、秋の末には「咳病」（咳のする悪性の風邪か）が流行った。この年は、大火災に加え、風害・水害も重なり、「三災並び起る」といわれたが、自然災害として風・水の災だけでなく、ここに明確に表現されない陰冷な気象が総体として農業生産性を弱めた面もあるのかもしれない。長承四年（一一三五、四月二十七日に保延と改元）も、三月になると飢饉状況が甚だしくなり、三月十七日、院（鳥羽上皇）は京中に臨時の賑給を行なっている。『中右記』三月十七日条には「院臨時賑給京中、於河原給之、千萬人集會云々」とある。『百鍊抄』三月十七日条には「上皇於法勝寺、以米千石賑飢饉貧賤之者」とある。賑給の用意のための作業は鴨川の東側にあった法勝寺で行なわれ、鴨河原に集まった貧窮民に施与されたということであろう。さらに同年四月八日条には「此間、上皇、以播磨國別進米三千石、賑東西兩京貧窮、依天下飢饉也、世以為無遮之大會」とある。「無遮之大會」とは、「道俗・貴賤・上下の別なく、来集したすべての人々に一切平等に財と法を施す法会」（広辞苑）である。仏教精神による対応として行なわれたのだろう。『百鍊抄』四月八日条には「諸卿於関白直廬、定申國々海賊事、以

備前守忠盛朝臣、新定追討使」とあり、飢饉状況は海賊の活動を活発化させていることが分かる。これは官物等の中央への納入を妨害する等の事件を起こしたからであろう。追討史に命じられた平忠盛は、八月十九日には海賊卅余人を搦進している。忠盛の子息清盛は、この功績によって同年八月二十一日従四位下に叙せられている（『公卿補任』四五〇頁）。飢饉状況と海賊問題は密接に関連しており、平清盛の出世の糸口となっているのである。治安対策問題は、元永の飢饉においても必要性が痛感されていたが、このような現象を繰り返す中で、従来の治安維持の組織だけでは足りず、より強力な武力を備えた武士団が育ってくるのであって、伊勢平氏進出の背景として無視できない。

飢饉状態と疫疾の流行が引き続く中、長承四年四月二十七日には攘災招福を祈って、保延と改元する（四月二十七日「改元、依疫疾・飢饉也」）。それにも拘らず、飢饉状況と疫疾はやまず、保延元年七月一日崇徳天皇は、対応策を募るために諸道の専門家達に勘文を進めるよう命じた（七月一日「天下飢饉・疫疾事、仰諸道令進勘文」）。藤原敦光が七月二十七日に提出した勘申は、これに応じたものである。『中右記』八月二十四日条には「凡近代七道諸國之吏不濟公事、天下之大私也^{（飢力）}」とあり、飢饉状況は中央財政にも大打撃を与えていた。翌保延二年正月七日『百鍊抄』の記事には「節会、公卿饗無飯」とあり、正月七日の節会において公卿にふるまう為の饗の飯が用意できないという状態であった。

第二章 保延元年七月二十七日藤原敦光勘申について

第一節 保延元年七月二十七日藤原敦光勘申の全体像

藤原敦光の勘申は、「変異・疫疾・飢饉・盜賊等事」について、①「天地変異・人民疫疾事」、②「去年風水難、今年春夏飢饉事」、③「陸地海路盜賊旁起事」、の三箇条の問題項目を建て、各項目について中国の故事或いは日本の律令格式や故実・歴史的事例まで引証する形をとって、基本的・原則的な考え方・対処姿勢を示した上で、実情の問題点を指摘し、その対策を論じたものである。彼の文章においては、三箇条それぞれについて中国の古典を引用する所が非常に多く、さらに中国特に唐の故事や日本の律令格式・歴史的事例までが並べ立てられており、その博学ぶりを誇示しつつ文飾が加えられたものとなっており、また三善清行の意見封事を意識した所もあるため、全体の分量に比して内容的には乏しい面があるとされてきたが、叙述の中に当時の実情を捉えている部分が存在しないというわけではない。過剰とはいえるが、中国の故事の引証は基本的考え方を示すためであるし、日本の律令格式或は歴史的出来事などの引証等も、前例を示すという意味で必要性はあったと言うべきである。以下で明らかにするように、彼の文章から、当時の飢饉状況に関する基本的諸事実を明らかにすることは、有効なのである。まず全体構造についてみておこう。

最初に「変異疫疾・飢饉・盜賊等事」と題目を総論的に掲げているのは、この時期中央政府において、これらが危機的現状を示すものとして一

体化して認識されていたことを示すものであろう。「変異」については、『中右記』九月十二日条に「晚景雨頻降、風大吹、京中舍屋散々、今年洪水、大焼亡、風災」とあり、『百鍊抄』同十二日条に「大風殊甚、拔樹顛屋、諸司官舎、京中人屋、一字不全、今年風水火、三災並起、今年以後、天下飢饉」とあり、『中右記』同年閏十二月三十日条に「今年風水損、臨秋末天下大咳病、萬人煩之、可云凶年也」とあることから、長承三年二月十七日の六條院を焼いた大火、長承三年五月後半から六月中旬にかけての霖雨・洪水、九月十二日の台風による風害・水害などを指しており、凶作↓飢饉となってしまう要因として『百鍊抄』長承三年九月十二日条に言う「三災並び起る」ことを言っているのであろう。次に「疾疫・飢饉」と疾疫を前に、二つの現象を並述している。疾疫は、食糧難で栄養不足となり人々の体力が極度に落ちたため生じる事になるもので、両要素は一言で深刻な飢饉状況を示すものといえようが、特に疫疾を先にあげているのは、長承二年以来の飢饉状況の連続で人々の栄養不足状態が長引き体力が極度に落ちて、疫病が蔓延するようになった社会状況を述べているものであろう。大飢饉となっていることを想定させるものである。

この疫疾とは、『中右記』同年閏十二月三十日条から、「咳病」（咳のせる悪性の風邪か）のことで、既に長承三年の秋の末から翌年にかけて流行っていたことが知られる。富士川游『日本疾病史』（初版は明治四十四年十二月、平凡社「東洋文庫」一三三に拠った）では、「流行性感冒」に分類され、「咳病は平安朝の記録にシワブキヤミと訓読したれども、のちには音読してガイビョウといいたり」とある。インフルエンザの場合もありうる。最後に「盜賊等事」とあるのは、飢饉状況が長引く中で治安が悪化し、盜賊対策が緊急課題となっていたことを示しているのである。海賊追捕のため、備前守平忠盛が追捕使に任命されていたことは前述した。

第二節 敦光の主張内容

三つに分けて述べられている各箇条は、最初に挙げられていた「変異疾疫・飢饉・盜賊等事」に対応したものとなっている。以下、各箇条の内容について概略を見ていこう。

(1) 第一条「天地変異人民疾疫事」については、八・九割が中国の古典の引用、中国の故事の引証で、天文志・五行伝・礼記・周礼・六韜・漢書・後漢書等を典拠に挙げている。その後、「且夫疾疫之起、政違時令之所致也」として、日本の過去の二つの格を引証している。まず国分寺創建に関する天平十三年（七四一）二月十四日勅（『統紀』では三月二十四日）の引用である。「傾者年穀不豊、疫癘頻至、是以普令天下造釈迦牟尼仏高一丈六尺各一鋪、并写大般若経各一部、風雨順節、五穀豊穰者、宜遵格制重令普告」と。最近凶作が相次ぎ、飢饉や疫病が流行るようになっていくのに対し、国ごとに釈迦牟尼仏高さ一丈六尺各一鋪を造らしめ、また大般若経一部を写すようにとの命令を下したもので、それによって「風雨節に順」い「五穀豊穰」がもたらされるだろうという文脈である。次は弘仁四年（八一三）六月一日格の引用である。「応禁断京畿百姓出弃病人事、天下之人、各有僕隸、平生之日、既役其力、病患之時、既出路辺、無人看養、遂致餓死、因循此格、自叶周文掩骸之義歟」。京畿の百姓が病

人を戸外に遺棄することを禁止したものである。具体的に、遺棄する対象として「天下の人、各僕隸あり。平生の日、すでにその力を役すれども、病患の時即ち路の辺に出す」とあるので、普段から召し使ってきた僕隸（奴婢等）を病氣になったということで簡単に道端に放置して誰も養う者もなくして餓死させてしまうという風潮を問題にしたものである。「周文……」とは、周の文王が、「天下を有つ者」「一国を有つ者」の責任を自認して、飢饉による死者の遺骸を丁寧な葬らしめたことを、世の人々が「澤枯骨に及ぶ」として褒め称えたという故事を例証したものである。¹⁾ここでの主張は、最後の「伏惟、倭漢之間、每有災異、或拳賢良、優老人、贍貧民、或免租穀、減調庸、省徭役、依彼等例、可被量行歟」という部分に示されており、多くの引証は内容を提示すると言う意味では必ずしも必要がないように見えるが、彼にとっては自己の主張を権威付けるためには必要だったのだろう。要するに、この条では、和漢に共通して、災異のある度に学問・才徳のある者を登用して、老人をいたわり、貧しい者に施しを行ない、また租の徴収をやめ、調庸を減免し、徭役（雑徭や歳役）をできるだけ少なくするようにしてきた。今回もそのような対策を講じるべきである、と主張しているのである。この「賢良」の役人を採用し老人や貧しき民を労わり必要に応じて減税措置をとるべしという主張は、表現は異なるが、第二条以下においても繰返し強調され一貫したものとなっている。

(2) 第二条「去年風水難、今年春夏飢饉事」という問題項目についても、五行伝・礼記・礼記鄭玄註・周書・周書所引の夏箴・春秋繁露・孔子家語・管氏・墨子・漢書・後漢書等々中国の古典を引用し、さらに唐時代の故事を引証した後、「右王者八政、食為其先、古人有言曰、寒者不貪尺玉而思短褐、飢者不顧千金而美一食、自非兼年之食、何免荒飢之愁、夫衰弊之漸、其来区分」として、飢饉状態となってしまう場合の要因を、七つにわけて論じている。以下、彼の判断によるこの七要因を、大きく四グループに分けてみていく。

A ①「一者依廟社不祀也」と②「二者依仏事不信也」は、神事と仏事が等閑にされている実情の指摘である。①廟社を祀らなくなってきたことを要因の第一に挙げているのは、形式上神事を先とする令制の建前にならっているが、この形式は鎌倉期の公家新制や鎌倉幕府の御成敗式目・幕府新制にも共通している。具体的には二月の祈年祭、六月十二月の月次祭・神今食、九月の神嘗祭、十一月の新嘗会、等々が形だけのわずかなものになってしまい、その礼が薄くおざなりにされてしまったことを指摘している。この克服のために、総ての神事を式に規定されている恒例通りに行なうべきであると、主張している。また、諸国の大小の神社については、破れ壊れてしまった所があっても、修理されないままの状態となっており、また顛倒していてもその土台（基趾）を立て直さないうで放置したままになっている現状が指摘されている。特に責任ある国司が祭祀の場に出席しなくなり、社司も修治を加えることを放棄してしまっているため、それ以外の人達は益々謹慎の誠を尽くさなくなっていると指摘しているのである。②第二の要因としては、仏事を信じなくなってきたことを問題にしている。まず「招福之謀、以教法為本、帰仏之志、以清淨為先矣」と述べているのは、仏教の鎮護国家の力を頼むためのあるべき原則についてである。宝龜三年（七七二）十一月丙戌の詔を引用して、

凶作・飢饉の禍を救うためには「唯冥助を憑むのみ」と述べている。冥助とは仏教の眼に見えない奥深い力のことである。この詔では、朝廷や諸国国分寺において、毎年正月十七日に吉祥天を本尊として罪過を懺悔して国家安穩・五穀豊穰を祈願する法会である吉祥悔過を行なうのを恒例とすべしとして、まず朝廷において模範を見せて、それが諸国に及んでいくようにすべしとある。ここで彼が懸念していることは、朝廷においてはまがりなりにも威儀が備わっていると思われるが、地方においては国分寺が有名無実化したため、必要な智を備えている講読師が欠如して、その行事も疎略なものとなってしまうという点である。そのような条件で行われる恒例の齋会や臨時の仏事は、いくら天皇の志が深くても施与が疎なものになってしまう。それは、諸司が怠慢であるため諸国において事が円滑にいかなくなってしまうためである、と。次に仏教界の問題が指摘される。昔建てられた多くの寺塔が国土に遍く存在するが、仏教界の指導的地位にある三綱等は、与えられる収益をただ貪るだけで、寺塔の修築を忘れ去ってしまったようである。官符によつて定められてきたところによれば、諸国の塔舎については、国家が一々勤惰を確認しないまま、国司に権限と費用を与え委ねてきたものである。このような実情を世間の評判に照らして評価すると、神仏の裁き（冥鑑）はどのようなものとなるのであろうか、と。

以上、神事・仏事に関わる怠慢を指摘している点は、神事・仏事の鎮護国家機能の重要性を認識する立場から指摘しているもので、飢饉対策の冒頭にこの問題が挙げられていることは、この時代の呪術性を端的に物語っているといえよう。この点は、その後の平安末期から鎌倉期における公家新制や、鎌倉幕府の御成敗式目それに幕府新制にも引き継がれている。現代に生きる我々の価値観からすると、このような神仏にすぎるといふことは、飢饉対策として何等実効性の無いものと見えるのだが、呪術性の強い当時の社会に生きる彼らにとつて見ると、第一になすべきことであつたのである。ついでに言うと、公家新制や幕府の新制等は、飢饉情況に対応して出される場合が一般的である。

B③「三者依奪民農時也」と④「四者依重賦斂也」は、徴税のあり方が不適切で過酷となつていくことの指摘である。③として述べられているのは、民が農事で忙しいにも拘らず、課役等に徴発するため農業が事行かなくなつてしまうという実情を正すべしとする主張である。「中古以来、高堂大廈、造営寔繁、築山鑿池、課役未絶、人不旋踵、民無息肩」と述べているのは、以前から高く構えた堂舎や大樓等の造営事業が盛んで、また山を築き、池を掘り穿つなどして、人々を使役することが絶え間なく続いてきたので、民衆は自分達の生業に向かうことができなくなり、休むことができない状態になつていくことを問題にしている。ここでも衛の靈公が宛春の諫めによつて嚴寒の役をやめることになつたという中国の故事が引証されている。「土功を休むべし」「農の時を奪ふことなかれ」というのがここでの主張である。④として述べられているのは、譜斂を重くする問題すなわち重税問題である。まず例証されているのは魏の文侯の故事で、租税が歳毎に増加していたことを賀す人がいたのに対して、戸口を加えないのに租税が歳毎に増加しているのは租税の取りすぎのためであるとして、それを正したという話で、過重な税は昔も今も民衆の生活基

盤を損なうものであるという原則認識を述べたものである。現状の問題としては、次の国司による徴税のあり方を指摘している。最近の傾向として、現作田数の増減を調査することなく、農民の貧富を考慮せずして、「利田」と称えて強引に徴税していく。多くの土地を請負っていてその民が富んでいる者には有利に働くが、狭い土地しかなく民が貧しい者にとっては、心無い仕打ちとなる。貧しい者ばかり多いことを考えると、過酷な取立てといわざるをえない、と。これは、この時期の農業生産の実情を踏まえ徴税体制の問題性をかなり正確に捉えているということができ、国司が対応する相手については、「地狭く民貧しき者」と「地広く民富める者」とを区別すべしとする立場に立っているが、批判の論点は、国司による政策が、これを具体的に区別せず一率に課税を行っているため、「地広く民富める者は自らにその心に叶へり」といえるが、圧倒的に多くの「地狭く民貧しき者は暗にその心を奪ひぬ」となってしまうとして、「過酷なり」と批判しているのである。この国司による徴税のあり方に関しての条項は国家体制の根幹に触れる所であり、またここに出てくる「利田」の語は歴史用語として重視されてきた所で、第三章で詳述する。続いて「また田数を検すといへども、率法差に過ぎたり」と述べているのは、国司側が土地の広狭を検討した上で、土地の配分を行っている場合でも、税率（公田官物率法＝公田の反当りの課税徴収率）が高いことによつて、民衆にとつて重税になつてしまふという問題点を指摘したものである。最後に、この事に関して、「興亡の間、世自らに知りぬ」と述べているのは、このように苛斂誅求を行なつて不当に富を蓄えていく国司と、良心的に国務に励む国司とがいることが、世間に知られるようになっていくことを述べたものである。対処法として、国司への厳しい勤務評定をすべきであると主張しているのである。このような国司による課税の二つの方法に即しての批判は、正に農業生産額が平均的に見ると、年々後退傾向にある中で、徴税が過去の高水準を追及しようとしているあり方を示す現象と見ることが出来るのであるが、この問題は第三章で論じる。

C⑤「五者依不禁奢僭也」は、「奢僭」を放置していることを問題としたものである。奢侈を禁止するのは飢饉状況時の一般的に見られる消極的対策といえるが、「奢僭」の僭の字には「僭越」の意味があり、単に飢饉時の贅沢問題というだけでなく、身分不相応な贅沢を問題にするという意味合いがこめられている。「漢の文帝の露台を罷め、斉の桓公の紫衣を却けしは、治世の盛にして、後代の美談なり」という中国の故事を紹介した後に、眼前の実態として次の事実が具体的に挙げられている。「方今天下諸人屋宅衣服、既踰制度、軒騎僮僕、多過規模、頻加禁遏、猶不悔改」と。その居住する「屋宅」や身に着けている「衣服」が定められた所を越えて華美になっていること、また乗車する車や騎馬が派手になりまたお供をさせている「僮僕」の身なりや数が本来あるべき基準を超えたものになっていること、等である。頻りに禁圧を加えてきたにも関わらず、改めようとなしいのである。次に、「鄙語曰、城中好大袖、四方用正帛、城中好広眉、四方且半額、世之所好、只従時俗、況復金銀之珍、彫鏤匪一、紅紫之色、着用甚多、宜任度々之綸言、以停色々之華麗」とある。鄙語（都の外からの批判的噂）を借りる形で、都で大なる袖を好む

よくなれば周りでは疋帛を用い、広き眉を好むようになれば周りでは額を半にするように、時流にのることのみが流行る風潮とともに、金銀などを使用した珍宝や彫刻・象嵌の類が多く作られていることや、紅や紫の色を使用する等華美な衣服の着用への批判を述べている。飢饉で一般民衆が苦しむ中で、身分不相応にこのような華美贅沢に耽る人々がいることを問題にしたものである。このような「奢僭」を敢えて犯している者達について、具体的に指摘されてはいないが、これが可能な者としては中央貴族層がまず想定されるかもしれないが、「天下諸人」という言い方や「軒騎僮僕」などの語からは従者を従えることのできるような人々まで広く含んでいる可能性が高いであろう。飢饉によって多くの人々が苦しんでいる中でも、後述する様に民衆を犠牲にして、返って利益を上げる者もあり、そのような者達も含めて想定できよう。

D⑥「六者依学校廢也」では、学校が廢れてしまったことが問題とされている。彼の考える有るべき姿として、「天下之所貴唯賢、所宝惟穀、仍我朝宮城之南、左則置大学寮以崇聖師、右則置穀倉院以蓄米穀」と述べられている。人材を生み出す大学寮が機能して聖師を尊ぶ風潮が維持されており、穀倉院が穀物を十分に蓄えているという方が、理想であった。大内裏の南面は二条大路に接しているが、この二つはその二条大路に接した南側にある。大学寮は朱雀大路に接する形で（直ぐ東側は神泉苑）、穀倉院は、二坪へだてた皇嘉門大路に西側から接する形で置かれていた。彼の理想は、この両者が盛行して機能を發揮している状態にあったが、当時の実情は「饗舎頽弊し、鞠りて茂草と為りぬ」、^{きわまり}「蘋蘩蒹藻の奠、その供を備ふるに煩あり」、「緡紳青襟の徒、その身を容るる処なし」という状況であった。ほんの僅かでも大学寮の費用に充てることもできない状態になっているため、そこで学問をする事もできないままとなり、校舎は崩れ破壊状態となっていたのである。このような実情を指摘した上で、唐の太宗の故事を記した『貞觀政要』を引証して、飢饉に直面した時の天子の務めは才能のある「士」を択び、「旧弊を革め」た政によって豊年をもたらすことにあるとして、「聖代の旧風により早く明時の新化を施すべき」と述べている。人材登用を通じての徳政によって豊年をもたらすべし、という考えである。⑦「七者依府庫空虚也」では、「府庫」が空の状態となっている問題を挙げている。諸国からの租税が規定通り納められなくなってしまうため、「大府」（大蔵省の唐名）の食廩が久しく満たされないままの状態であるというのである。ここで「府庫」或は「大府の食廩（＝食糧倉庫）」と表現しているものと、⑥にいう「穀倉院」との関係はどうみるべきか、問題になるところであるが、両記述ともその蓄えが欠如した状態になっていることを嘆いているのであって、都における公的な倉庫の蓄積状態が悪化していることを問題にしていることに違いはないだろう。¹²要するに、ここでは、租税が十分に集まってこない現状の中で、首都における公的貯蔵機能が極端に低下してしまっている現状を指摘しているのである。その結果として、「納官封家は、名ありて実なし」、「列位の臣」は「月俸に預」ることができなくなり、それに使われている「奉公の士」は「歳寒を禦ぎがた」い状態になっていると、地位ごとにその窮状を示している。特に具体的に挙げられているのは大粮についてである。太政官式によれば、親王以下に支給される月料並びに諸司の要劇や食料としての大粮は、毎月必要数を官に申請して二十五日に

支給される事になっていたが、諸国から上納されるべき大糧が集まらないためにその下行が不可能となつてしまい、各家に使われている最下級身分の「台隸の輩」は「衣糧支へがたし」という状態となつていた。要するに、中央に納められるべき官物や封戸物の納入状態が極度に悪化したため、それらによつて生活を支えてきた貴族以下末端の隸属者に至るまで諸々の人々の生活が立ち行かなくなつてゐる事態を指摘してゐるのである。

以上七要因を挙げた後、第二条の総括として、この七つはそのどれを欠いてもうまくいかなくなると述べ、さらに「天下の凋残」をもたらす原因として、飢饉状況下で生じていた次の三つの事態を挙げ、対応策が述べられる。a まず諸国の土民が課役を逃れようとして、或は神人と称し、或は悪僧となつて、部内を横行し国の務めを対捍していること。b 京に住む「浮食の大賈の人」は都の近辺で安く「一物」を借り、それを元手に遠国にいつて高利貸し活動を行ない、三倍もの利益を貪つてゐるし、また春時に少分を貸し出し秋に高い利息を取つたりもしている（私出挙）。数年も経てば、一生涯分の貯蓄を奪つてくることにもなる。c そのため窮民はその圧力に堪えることができずに、家を挙げて逃亡せざるをえなくなつたり、妻子を永代に売つて奴婢に落とさざるを得ないはめになつてゐる。その対策として、延喜年中の三善清行の意見封事・戸令水旱災蝗条・賦役令等を引証した上で、租調課役などを免除する徳政を施し、人民を安んずるべきことを主張してゐる。

(3)最後の三箇条目では、「陸地海路盜賊旁起事」という現状は正の方策についてとり上げている。まず、対応策をとるための基本的考え方を指し示すものとして、尚書舜典・礼記・侶氏春秋・後漢書など中国の古典を挙げてゐるが、彼が基本的に依拠しているのは、『侶氏春秋』の「奸邪の心は、飢寒よりして起る」という考え方で、対策としては延暦五年四月十九日格を挙げて、「良吏を扞び、姦濫を除くべき」ことを主張し、具體的には「典刑」に基づき寇賊の総てに正しく刑罰を行なうべき事を述べてゐる。統治においてこのような二側面が必要とされていることを、彼は「俗を馭する道は、寛猛相濟せ」と述べてゐる。そして日本の事例として承平六年（九三六）藤原純友を首とする南海の賊徒が徒党を組んだ時に、伊予守兼追捕使に任じられた紀朝臣淑人の行つた「寛仁」なる処置について例示してゐる。即ち彼の「寛仁」なる姿勢に依じて、賊徒二千五百余人が「過を悔いて刑に就き、魁帥三十余人、手を束ねて降に帰」したことに對して、「衣食田地を給はりて、農業を勤めしめ」たという対応であつた。この前例を踏まえて彼が主張する最上の「籌策」とは、「循良の吏、各任国に赴きて党類を搜し求め、もし降に帰する輩あるときは、田を班ち物を給すること、前によりて行はば、国富みて刑清らならむ」というものであつた。この保延元年（一一三五）四月には備前守平忠盛に海賊追討が命じられており、八月忠盛は海賊を捕らえて帰郷することになるのであるが（『中右記』によれば、逮捕され都で引渡されたのは賊徒の内から彼の家人を除いた者達であつたと言ふ）、この提言はその間のことであつた。

第三章 国司による徴税の問題点と社会的実情

本章では、国司による徴税の問題点とその下で生じていた社会的実情についてもう少し踏み込んだ分析を行なってみたい。

第一節 国司による徴税の問題点

前章で分析の必要性を指摘しておいた第二条の「四者」として重税問題が語られていた部分は、当時の国司ルートにおける徴税のあり方の、一般的問題状況を明らかにしたものであった。そこでは、国司による徴税の二つの方式それぞれに即した過酷性が指摘されていた。すなわち、「田数の増減を検み」せず「利田と推し称」ひて徴税する場合の弊害と、「田数を検みすといへども、率法差に過ぎたり」という場合の弊害に分けて、問題点が述べられていたのであるが、この二つは、当時国司が行なっていた、検田を行わないで利田の請文を提出させて徴税額を算定する方法と、検田を行なった上で一定の課税率によって徴税する方法に対応しており、敦光はこの二つの徴税方法に即してその過酷ぶりを明らかにしているのである。この二つに関して、この時期の徴税体制に関わる実情の問題点を考えてみよう。

まず検田を行なわないで利田の請文によって徴税額を算定する方法における過酷性であるが、これに関して問題となる「利田」の意味する所については、一九六〇年代以来、戸田芳実・竹内理三・阿部猛・網野善彦の諸氏による成果がある。⁽¹³⁾注目されたきっかけは、戸田芳実氏が、公田請作の手続きが「利田請文の提出により行われ、それによって用益すべき耕地が配分された」（『日本領主制成立史の研究』第七章二五一頁）とされたことに対して、竹内理三氏がその「利田請文」について「一つの歴史的用語」として受け取るべきであるとして、その意味を考察された所から出発している。竹内氏は、久安四年（一一四八）十月二十九日官宣旨案（平安遺文二六五五号）、久安五年六月十三日「伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覚仁十問注記」（平安遺文二六六七号）等によって、次の点を主張された。まず戸田氏がこれを公田における田堵の請作の請文であるとした点を是認した上で、「その請作すべき公田を利田と称するのは何故」かと問題を提起し、中世では、出挙銭そのものを「利銭」と称しているのと同じくこの場合の「利」は息利の利で、公出挙稲が割当てられている田と解釈できるとして、「利田を行う」というのは、出挙稲が割りつけられている田の貸し出しを行うという意味であると推定された。更に、平安末におけるこのような「強制出挙稲付の班田」＝「公田の出挙」の事例は大和國小東庄にも見られるとして、「平安中期以後、令制による口分班給は行われなくなつたけれども、毎春散田を行い（出挙稲付の）、農民に請文を出させて耕地を割り充てる班田類似の方法」が広く行われていた可能性を主張された。阿部猛氏は、この問題に関連させ、公田の官物徴収に当たっては、検田手続きにより作成した田文を基礎にして行なう場合と、検田手続きを経ずに利田請文の提出によって田数を確定し賦課する場合とがあった、とした。網野善彦氏は、次の事例によって、提出主体や手続き内容等における新たな事実を明らかにした。A 承徳三

年（一〇九九）二月、任国に下った因幡守平時範は、目代に勸農を下知せしめ一宮をはじめとする諸社を拝しているが、三月二日庁に出て初めて国務を行なった時、諸郡司等が「一把半利田請文」を提出しており、その翌日また宇倍宮（一宮）に詣でて奉幣し告文を読ませているが、その告文には「利田起請の趣」がのせられていた。¹⁴ B元永元年（一一一八）、但馬国の初任国司の初度庁宣は、恒例神事を勤仕すべきこと、池溝堰堤を修固すべきこと、農業を催勤すべきことを在庁官人に命じているが、二度めの庁宣で、官物率法や一所目代並びに郡司・別符司等を注進せしめるとともに、「当年田数、並びに国内起請田、農料を注進せしむべきこと」を指令している（「朝野群載」卷第廿二諸国雜事上）。網野氏はこの二事例を併せ考え、後者の「起請田」は前者の「利田起請」と相応するものであると推定し、利田請文は国司の初任に当り、農民自体によってではなく、郡司・郷司・別符司等々の地位にある、官物収納に責任をもつ在地領主によって提出されており、そこに記載された田数は一宮の神に対する起請によって動かぬものとされ、官物等徴収の基準田数とされたものであり、このようにして一旦定められた田数は次期国司にも継承され「前司利田」と言われることがあった、とされた。更に氏は、久安六年（一一五〇）、伊予国弓削嶋莊の事例で、国司が「國中広所の例の如く、永年数代の利田を勘じ加え、負累を算数せしめ」、田代わずか一町余しかないのに、四町七段三百歩の料田として材木雜物等を宛て課したといわれている事実を挙げて（「平安遺文」二七〇九号）、「利田」の「勘加」と「負累」の「算数」とが深く関係していることは、一把半利田というあり方とともに利田と出挙との関係を示しているとされ、保延四年（一一三八）、土佐守藤原顯保が『利田あり』として鴨社領津野莊の四至を縮めている事例（「勘仲記紙背文書」）や本稿で問題にしている保延元年（一一三五）藤原敦光が「近来、検田数の増減なく、農民の貧富を尋ねず、推して利田と称し、租税を徴納」することの非を説いていることの理由も、これによって明らかであろう」とされた。

以上の指摘を踏まえて、敦光勘申の言う所を考えてみよう。まず「利田」という言葉を竹内理三氏が、「利」は息利の利で、公出挙稲が割当てられている田¹⁵ という意味に解することができるとされ、「利田を行う」というのは、出挙稲を割りつけてある田の貸し出しを行う、という意味であるとされた点は、妥当なものとして受け入れることが出来るだろう。歴史理解上で問題となるのは、竹内氏が、このような強制出挙稲付の班田について、大和国小東庄において平安末になっても公田の出挙が行われていたという事例を根拠に挙げ、平安中期以後、毎春散田を行い（出挙稲付の）農民に請文を出させて耕地を割り充てる班田類似の方法が広く行われていたのではないかとされた点についてである。指摘されてきた事例は十一世紀末からであるが、私の立場からすると、圧倒的に多くなるのは十二世紀に入ってから的事例であることに重要な意味があるのではないかと思われる。このような事態は飢饉状況の中においてこそ、その問題の過酷性が際立ってくるもので、したがってまた歴史的意味も明らかになってくるのではないか。即ち、この手続きは、私が想定している十二世紀における生産額の緩慢な減収傾向の中で、租税を徴収する国司側が旧来の高水準の徴収を維持しようとする中で生じている事態としてみることで、このこと事態が民衆の側に慢性的飢饉状態を増幅しているとい

えるのである。その点で注目しておきたいのは、網野氏が指摘された二つの点は、この問題を深める上で示唆を与えている。第一は、利田請文は国司初任に当り、農民ではなく、郡司・郷司・別符司等々官物収納に責任をもつ在地領主によって提出され、そこに記載された田数は一宮の神に對する起請によって動かぬものとされ、官物などの徴収の基準田数とされたものであるとされた点である。この点を踏まえて、敦光勘申で、「地広民富者、自叶其心、地狭民貧者、暗奪其心、富者寡、貧者衆、旁魄論之、可謂苛酷」と述べている所を考えよう。「地広く民富める者」と「地狭く民貧しき者」と表現している対象は、網野氏が「農民ではなく、郡司・郷司・別符司等々、官物収納に責任をもつ在地領主」とされた階層として受け取れば、納得がいく所である。要するに「地広く民富める者」とは管轄下の田数が多く民も豊かな状態にある郡司・郷司・別符司等で、反対に「地狭く民貧しき者」とは、管轄下の田数が少なく民も貧しい状態にある郡司・郷司・別符司等々を表しているということになる。したがって、敦光の視野には、国司対郡・郷・別符司等との関係と、郡・郷・別符司対その管轄下の農民達との関係という、二つの関係が収められていたということになる。この部分は、国司側が、検田という手続きをしないため、郡司・郷司・別符司等々が管轄している田数の広狭が把握されず、またその管轄下の「農民」達の貧富の状態も調査されることもなく、一律に郡司・郷司・別符司等々に利田請文を出させて課税していたことの問題性を述べているとうけとることができる。このような国司側のやり方が、彼らにとって何を意味するものであったのかについては、「地広く民富める」郡司・郷司・別符司等にとつては都合のよい事であるが、「地狭く民貧しき」郡司・郷司・別符司等にとつては、その心を暗くするものである、としているのである。そして当時の実態としては、「富める者は寡く、貧しき者は衆し」ということなのであった。第二は、網野氏が、「利田」の「勘加」と「負累」の「算数」とが深く関係していることを示唆され、保延元年藤原敦光が「近来、検田数の増減なく、農民の貧富を尋ねず、推して利田と称し、租税を徴納」しているとして、その非を説いていることの理由に関連付けた点である。網野氏は藤原敦光勘申の内容との関係を必ずしも具体的に指摘しているわけではないが、「利田」の「勘加」と「負累」の「算数」とが深く関係していることを指摘されたのは重要である。氏の提言を踏まえると、この場合の「利田」という行為には、単なる稲の強制貸付というだけでなく、過去の未進額も貸付分に含めて徴税額を算定するという手続きを含んだものであった可能性が高いことになる。このような「利田」をされることによって、徴税される側の負債は年々増加してしまうという重大問題が生じてくることになるであろう。その場合、問題となるのは利息についてである。国司が行なうべき望ましい姿としては、利息を一般民衆の担税力に配慮したものとしなければならないところなのだが、現実にはそのような配慮が足りないために問題が生じていたということになる。すなわち、利息をある程度の高水準に定めて一律に徴税するものだから、貧しい民にとっては極めて過酷なものとなるのに対し、広い土地を請負う事ができる富裕者にとっては有利なものとなっているという事態を述べているのであろう。ここで、「地広」き者に対する「地狭」き者の不利についてももう少し述べておこう。現作田数が少ない者にとつては、過去の多くの未進額がその少ない田数にかけ

られてくることになるのである。反対に「地広」きは過去の未進額を多くの田地によって受け止めることができ未進解消も容易くなるであろう。しかし、実際には「富める者は寡く、貧しき者は衆し」という状態であった。だから、敦光は、「旁魄して論ずれば、過酷なりと謂ふべし」と批判的判断をしていたのである。以上のことは、飢饉状況を背景として考えると、より鮮明な状況を浮き上がらせてくれる。すなわち、ここで想定されている田地への出挙稲割り付けは、基本的には、飢饉状況が続く中で一般民衆が租税未納状態になっていた、或いは種籾不足状態に陥ったりしたために、必要となっていたことであろう。この様なあり方が現地社会において展開していたことは、一面で、現地において郡司・郷司・別符司等と実際の耕作者との間の対立矛盾を生じさせることになるであろうが、他面、彼ら地方勢力と国司ルートによる徴税を行なおうとしていた中央勢力との間にも、徐々に深刻な対立を作り出していくという側面が存在することも忘れてはならない。初めは、郡司・郷司・別符司等とその管轄下の農民との間に押し込められていた矛盾は、ある程度までは耐えられるとは思えるが、いつまでもつかはわからない。現地側内部の矛盾が耐え切れない所にまで高まった時、中央に対する反乱として爆発することにもなりかねないからである。

もう一つの、検田手続きを経る場合の問題点についても言及する所であった。国司側が検田手続きを行ない土地の広狭を検討した場合について、「また田数を検すといへども、率法差に過ぎたり」と述べているのは、徴税率が高いことによって、多くの民衆にとって重税になってしまふという問題を指摘したものである。その率法が、「差に過ぎたり」と言われているのは、国司の徴税が現地の実情を無視して、過酷な形で徴収されていることを問題にしたもので、問題の本質を指摘しているといえよう。この公田官物率法をめぐる対立問題は、伊賀国黒田荘関連文書等によって十二世紀を通じて惹起していたことが知られる。¹⁵⁾

以上の如く敦光の批判的叙述の中に見出された事態は、本稿の立場からすると、正に農業生産額が平均的に見ると、年々後退傾向にある中で、国司側の徴税が過去の高水準租税額の維持にこだわって、強引な対処をしようとしていたため、現地側との間に対立が次第に強まっていくという基本図式に適うものであり、また社会的矛盾の蓄積過程において生じていた現象として理解することができるであろう。

第二節 社会的実情

敦光の勘申の文章には、長承・保延の飢饉の中で生じていた社会的現象に関して言及した部分もある。それは第二条で七要因を挙げた後に総括した部分で、それら七要因を一体のものとして捉えていることを述べた上で、諸国で生じている次の社会的動向を指摘している。第一は、「諸国の土民」が「課役を逃れんがために、或は神人と称し、或は悪僧と為りて、部内を横行し、国務を対捍」しているという事態である。実際、この神人や悪僧の乱行対策は、保元元年の新制で荘園整理策とともに問題となっているように、この後も継続していくものである。これは飢饉状況が生じることにより荘園乱立化問題と並行してその弊害を大きくしてきたものであるが、特に十二世紀における飢饉の慢性化状況の中で拡大化傾向を強

め、国司の正常な徴税システムへの妨害要因となっていくのである。第二は、「しかのみならず京の中に住むところの浮食の大賈の人、或は近都にして一物を借り、遠国に向ひて三倍を食ふ。或は春の時に当りて少分を与へ、秋の節に及びて大利を取る。もし数廻の寒燠を送るときは、殆に終身の貯資を傾けん。窮民はその力に堪へずして、家を挙げて逃亡し、また永く妻子を売りてかの奴婢と為らむ。天下の凋残、職としてこれに由れり」という事態である。これは、飢饉状態の慢性化の中で跳梁する高利貸し活動の問題といつてもよいであろう。都に住む「浮食の大賈の人」（大商人）が「近都」において借りた「一物」とは、銭のことか現物の事か問題となるところである。遠国での高利貸し活動として「春時に少分を与え、秋節に及んで大利を取る」とあるのは、農料の出挙を行っていると理解してよいのではないか。これは、前述の国司による徴税における利田システムと極めて似た行為である。これは国司ルートと私的ルートと二様の出挙によって、慢性的飢饉状態の中で苦しむ民衆から収奪が行われていたことを示すものであろう。この稲は、元々は徴税や出挙によって中央に吸い上げられたものであった。慢性的飢饉状況の中で、一旦都に集められた稲が、公的或いは私的な出挙活動の種粍として使用されていたことになるのである。その結果、私出挙で莫大な利益を食ふ者と、借財に耐えられないで、逃亡したり妻子を奴婢に売却せざるを得なくなっていく窮民との二極分解が進行していたのである。このような形で利益を得る者について、商業の発展として評価する考えが存在するが、この場合、生産力を向上させる動きとは全く無縁な、社会・生産活動に対し破壊的に作用する動きであることを無視してはならない。民衆の一部に妻子を奴婢に売らざるを得ないような場合も生じていた事實は、農村の破壊現象が奴隸制拡大方向に展開していくという側面を有していたことを示している。

なお、第一条の最後では、疾疫に罹患した僕隸を路傍に遺棄することを問題にした弘仁四年（八一三）六月一日格が引用されていた。遺棄する対象を「僕隸」と言い、「平生の日、すでにその力を役すれども、病患の時即ち路の辺に出す」とあるので、普段から召し使ってきた僕隸（奴婢等のことであろう）を病氣になったということで簡単に道端に放置してしまい、養う者もいなくて餓死させてしまうという風潮を問題にしたものである。この格は、弘仁四年（八一三）段階のことであるが、彼がわざわざこれを引用しているのは、保延元年（一一三五）当時の都においても、同様の疾疫僕隸路傍遺棄問題が生じていたからなのであろう。

むすびに

最後に、朝廷における租税収取物の内の特に食糧備蓄状態について言及しておきたい。第二条の第七の記述では、飢饉状態が続く封戸物や大粮等の租税が諸国から納められなくなっていたため、都における食料貯蔵状態が極度に悪化して、都の人々の生活が貧窮する事態となっていたことを指摘していた。保延二年正月七日『百鍊抄』の記事から、正月七日の節会において公卿にふるまう為の饗の飯が用意できない状態であったこと

が知られることも、これに対応していた。このように中央政府の穀物蔵が満たされていないことは、中央政府の財政の極度の悪化を意味しており、中央における上級・下級の役人やその使用人の生活も脅かされていたことを示しているといえるだろう。このような事態は、中央政府の公的財政とは区別される院経済¹¹鳥羽上皇の財政或いは穀物倉との関係でどうみるべきか、問題になるところである。これに関連して、敦光勘申とは離れるが、非常用食料が如何に賄われていたのかについて、注意を向けておきたい。前述のように、この飢饉状況の中にあつては、院による賑給が行なわれている。長承四年（一一三五）三月十七日は法勝寺で用意した米千石分を鴨川の河原に集まった貧賤に施与し、また四月八日までに「播磨國別進米三千石」をもって東西兩京の貧窮者を賑わしていたという。三月十七日の賑給のための備蓄食料は、恐らく法勝寺に係する倉庫に備蓄されていたものではないか。とすれば鳥羽院に所属する莊園等からの納入物であつた可能性が高いといえよう。さらに四月八日までに東西兩京の貧賤に行なっていた賑給の米三千石は、「播磨國別進米」であつた。この場合の「別進」の意味を、播磨國国衙領からの徴収分ではなく播磨國所在の鳥羽院の莊園から納入されたものとみるべきか、播磨國国衙領に含まれるがその中の特別な部分も含んでいたと見るべきか、今の所断定は躊躇せざるをえない。ただ、「別進」とあるからには、通常の国司ルートによる中央政府に納入された徴税物でないことは確かであろう。

従つて、この院による賑給は、通常の国司ルートによつて中央政府に納められた徴税物によつてなされたものではなく、鳥羽上皇の政治的力を背景に徴収した院経済に属する穀物によるものであつたと推定でき、これは通常の国司ルートによつて徴収した物を収める「府庫」が空になつたことに対応させて理解すべきことであるといえよう。このようなあり方は、以前の元永の飢饉における白河上皇による賑給にも通じる所でもある。このことから、中央政府の財政が破綻しているのと対照的に、上皇の家産経済の財政状態は相対的に豊かであつたというあり方が浮かび上がってくる。院政をめぐつては、今まで、その政治的側面、文化的側面から多くの言及がなされてきたが、飢饉状況の中での、政府の公的財政の悪化状態に反して院の家産的財政が相対的に良好であつたという経済的事実は、重視されねばならないことであろう。鳥羽院政期が領域型莊園の確立期であることや、¹⁶鳥羽院政期を通じて摂関家も含む中央貴族層が院の近臣化されていったことが指摘されてきているが、¹⁷それらはこの時期の飢饉状況の慢性化、政府の公的財政の悪化という事態を背景にして進行したものとみるべきであろう。

なお、保元の乱直後の保元元年の新制においては、莊園整理（対象は後白河天皇期立莊のものに限定）と共に神人や悪僧等の徴税妨害行為を是正しようとしていたのに対し、敦光勘申の場合神人や悪僧問題は語られていたが、国司の徴税の妨げとなる莊園立莊問題については全く触れる所がなかった。院権力下にあつた彼の限界を示すものであろう。

注

- (1) 原文は『続本朝文粹』に収められている。主に、内閣文庫蔵本を底本とした『日本思想体系8 古代政治社会思想』（岩波書店）によった。
- (2) フェアブリッジの海面変動表を参照されたい。R.W. FAIRBRIDGE MEAN SEA LEVEL RELATED TO SOLAR RADIATION DURING THE LAST 20,000 YEARS. CHANGES OF CLIMATE. Proceedings of the Rome Symposium organized by Unesco and the World Meteorological Organization.
- 磯貝富士男「パリア海退と日本中世社会」（『東京学芸大学附属高等学校研究紀要』二八号、一九九一年）。
- 同「日本中世史研究と気候変動論」（『日本史研究』三八八号、一九九四年十二月）、両論文ともに磯貝富士男『中世の農業と気候』（吉川弘文館二〇〇二年一月）所収。
- (3) 山本武夫『気候の語る日本の歴史』（そしえて、一九七六年十月）は気候の歴史の先駆的研究であるが、その後氏の指摘を受け継いだものにあつては、時代の比較においてのみ利用するだけで、気候変化の方向性のもつ意味を問うものはなかった。例えば戸田芳実「中世とはどういう時代か——中世前期」（一九七七年十二月小学館『世界陶磁全集三 日本中世』、後一九九一年十一月同氏著『初期中世社会史の研究』に所収）。
- (4) 西村真琴・吉川一郎編『日本凶荒史考』（昭和十一年、昭和五十八年有明書房復刻）。
- (5) これは、前年に原因があつて飢饉となつたもので、それに加えてこの六・七月に洪水もあつたと解釈すべき可能性もあるが、「同年六七月洪水飢饉」という記述の順序に従つて、本文のように解釈しておく。
- (6) 『百鍊抄』元永元年八月には、「近日、京中多餓死者、上皇開御廩賑貧窮」とある。
- (7) 『中右記』元永二年二月十八日条。
- (8) 『中右記』同二年二月三十日条「去夜、治部大夫時忠、為強盜被切殺了、凡京中連夜強盜入人家、被殺害者甚多、大略使庁力不及歟、何為哉、只天下之滅也、可然時歟」。
- (9) 『百鍊抄』元永二年十一月（二）月二十七日条「廿七日、備前守正盛隨身平直澄首参洛」。『中右記』元永二年十二月廿七日条「今日備前守正盛、切進鎮西犯人首云々、但正盛不具、以郎等進、於六條末河原、檢非違使受取」。
- (10) 『長秋記』五月十八日条「挙国一年被給復有何事哉」とあるのは復租のことで租を免除する事である。
- (11) 『古代政治社会思想』（岩波日本思想大系八）補注（四五六～七頁）の引用には誤植があり意味が取れない。角川書店関野道明著『増補字

源』の「澤」の「澤及枯骨」の項目の引用文（一一五三―四頁）によった。

- (12) 『拾芥抄』「宮城部」…「穀倉院、二条朱雀西、在大学西。納畿内諸国銅銭、無主位職田、及没官田、大宰稻等諸庄物、勤年中饗。有公卿及四位五位别当預藏人等。或云朱雀門前云々」（『古代政治社会思想』補注、四六一頁）。和田英松『官職要解』…「穀倉院 二条の南、朱雀の西にあつた。『西宮記』に「畿内諸国の調銭、諸国の無主位職田、及び没官田、太宰稻の諸庄の物を納め、年中の饗を勤む。」とかいてある。職員に、别当、預、藏人などがあつた。别当は、公卿、または四位、五位をもつて補する。また、穀倉院から諸国に使いを出して封戸の物を取りたてさせたことが、『今昔物語』卷二十四に見え、饗饌にあづかつたことが、『源氏物語』桐壺の巻にかいてある」（一〇二頁）。角川書店『新版日本史辞典』…「令外官の一つ。平安初期、米穀の貯蔵庫として成立し、律令財政の変質に応じて、内廷経済で重きをなす官司となつた。無主の位田・職田の地子や畿内調銭などを収納し、内廷行事のもてなしの膳の準備などにあたつたが、平安後期には機能が減じた」。

大学寮が令制施設であつたのに対して、穀倉院は令制外の施設であつた。穀倉院は、畿内諸国からの調の銅銭や無主となつた位田・職田・没官田等からの収取物、それに大宰稻等の諸庄物を収める官庫で、そこから内廷年中行事における公卿及四位五位别当預藏人等に対する饗物や学問料・賑恤に充てる費用を賄つていたという。大内裏内にある律令制以来の貯蔵蔵としては、大蔵省所管で調を保管する大蔵・諸国からの正蔵率分を保管する率分所、中務省所管で天皇の財宝を保管する内蔵寮、民部省所管で田租や庸米を収蔵する廩院（広辞苑）等がある。大内裏の外にありこれらとは区別される穀倉院とは、律令制的規制から自由な天皇直属の蔵で、平安後期には、「内廷経済に重きを成す」というだけでない機能をも發揮することになつたと思われる。飢饉などへの対処として賑給を行なう場合の裏づけで、京都の町対策の財源としての性格である。ここではそれが満たされない状態になつていたのである。

- (13) 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』第七章二五一頁。竹内理三「平安遺文古文書編第七卷改訂覚書」（『平安遺文古文書編第七卷改訂覚書』、『寧楽遺文・平安遺文月報8平安遺文第七卷付録』昭和38年10月）。阿部猛「莊園制と出挙」（『中世日本莊園史の研究』）。網野善彦「若狭国における莊園制の形成」（『莊園制と武家社会』所収）。（『体系日本史叢書6土地制度史I』の（昭和48年6月）第四章 莊園公領制の形成と構造 第二節I国衙領とその諸単位（一）大田文 一八九頁）。

- (14) 早川庄八「時範記」（『書陵部紀要』一四）による。

- (15) 竹内理三編『伊賀國黒田莊史料』一・二（吉川弘文館昭和五十年、五四年）。

- (16) 石井進「院政時代」（『講座日本史2 封建社会の成立』東京大学出版会、一九七〇年）。

- (17) 高橋昌明『清盛以前』（平凡社、一九八四年）。

（二〇〇七年九月二十五日受理）